

(介護予防通所介護)

介護度	①自己負担金		②サービス提供強化加算(Ⅱ)	③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	④介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	⑤介護職員等ベースアップ等支援加算	⑥合計	⑦食費(おやつ代込み)
	4回以下利用時	5回以上利用時						
要支援1	436円/日	1798円/月	72円	110円	19円	21円	2020円/月	500円/日
要支援2	447円/日	3621円/月	144円	222円	38円	41円	4066円/月	500円/日

※ ③、④、⑤に関して要支援1は5日以上、要支援2は9日以上利用された時の月額を表記。

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスを提供します。	要支援1 72円/月 要支援2 144円/月
科学的介護推進体制加算	利用者の情報(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症)を厚生労働省に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方などを検証してケアプランに反映し、ケアの質の向上を図ります。	要支援1 40円/月 要支援2 40円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の59に相当する単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の12に相当する単位数)

介護職員等ベースアップ等 支援加算	介護職員等の賃金の改善等を実施して、適切なサービスの質の保持に努めます	※加算の状況により費用の変更 があります。 (算定した単位数の1000分の 11に相当する単位数)
----------------------	-------------------------------------	--

◇現在算定していない加算 ※以下要支援1、要支援2とも同単位

加算名	目的	費用負担
生活機能グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として、共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行います。	100円/月
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置して、栄養状態に問題がある方に、栄養状態の改善の為、計画に基づき指導・相談等の個別的な栄養管理を行います。	200円/月
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能に問題がある方に、口腔機能の向上の為、計画に基づき個別的に口腔清掃の指導・実施、又は摂食・嚥下機能訓練の指導・実施等を行います。	150円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用します。	160円/回 ※月に2回まで 原則3カ月以内 ※口腔機能向上加算（Ⅰ）との 併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	外部の理学療法士等や医師から助言を受け、機能訓練指導員等がアセスメントや計画の作成を行います。	100円/月 ※個別機能訓練加算算定した初月 のみ 算定※3月に1回を限度 ※生活機能向上連携加算（Ⅱ）との 併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部の理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員と共同してアセスメントや計画の作成を行います。	200円/月 ※個別機能訓練加算を算定時は 100円/月 ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）との 併算定不可
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を利用者・家族へ説明します。また、当該情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用します。	50円/月 ※口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ）及び栄養改善加算との併算 定不可
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ）	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	20円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改 善加算及び口腔機能向上加算との 併算定不可
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ）	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	5円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加 算又は口腔機能向上加算を算定して おり口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ）を算定出来ない場合のみ算 定可能
送迎減算	利用時、当時業者が送迎を行わなかった場合に減算します。	-47円/回
一体的サービス提供加算	運動器機能向上及、栄養改善及び口腔機能向上を目的とした訓練を行います。	480単位/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性（65歳未満）認知症利用者やその家族に対する支援を行います。	240円/月

◇キャンセル料

発生要件	費用負担
利用予定日の前日18時以降、及び当日に欠席の申し出があった場合。（台風や大雪等の非常災害時は除く。）	300円/回